

人員	750	130	39	85	103		2	2	
犠牲者	8	8	2	110	29		81	23	
調停者	特高課長 天清警察署長	特高課	大門久三郎 外村謙六 村長	山下特高課 労働係長 辻佐野警 察署長	山下特高課 労働係長 谷長典和 警察署長		中津警察署	大政庁特高課 十三警察署長	
要 求	一、就業時間 制の改正 ○イ、先着は午 前五時より 午後二 時迄 ○ロ、後着は午 後二時よ り午後十 一時迄 ○ハ、昼専は 午前七時 より午後 五時迄 二、休憩時 間割の 改正 △イ、交代勤 務者は 四十分と	一、作業時 間短縮 する件 ○イ、作業時間 短縮する件 ○ロ、十分前に入 場を廃止 する件 ○ハ、食前交 替者は一 時増し 二、食事時間 短縮する件 ○イ、送前道に 復送 (送前道に 社に食事 の送前道 に七時	△賃銀値上 げ (最低五銭) (毎月定期給 行い最低 額は定む) △定期昇給年 二回支給す る事 (最低五銭) (回数に承認 最低額は定 む) ○請員単價 の三割値上 (深夜業前 と異なる様 にする) ×社宅料値 下	×谷口馬野 両君復職 とせよこと ×定期昇給 制度を石産 定むこと △日給及請員 単價一割五 分値上する こと (男工七割 女工六割 値上げ) 請員者は 其相当額 値上げす ×解雇退職 手当を共 立すること ○臨時休	第一次要求 条項 不賃銀一割 五分値下 反打 ○争議費用 会社全額 負担 ハ、臨時休 業手当支給 約束履行 ニ工場法規 遵守すること 工場閉鎖 後第二次 要求条項 イ、全員解雇 承認	×解雇者復職 の件 (規定外に 九割支給) ○深夜業と法 規違反を施 行すること ○浴場改善 無料入浴 券発行す ×休憩時間 の増加、食 事時間の 変更 △請員単價 一割値上 りすること (値上不可 は認めず)	○要求賃銀 値上 十割五分 五分六分	△解雇手当 五ヶ月 十四日分 五ヶ月以上 二十日分 外に三百円 開業の際 採用に約 す	△十二ヶ条 の中三ヶ 条貫徹